

2019年12月18日

日本原子力発電株式会社

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所
第二種廃棄物埋設事業許可申請の今後の対応について

当社は、2015年7月16日に標記の事業許可申請を行い、その後の審査で受けた指摘事項を反映し、2016年12月26日に補正を実施しました。補正後の2017年1月17日の審査会合にて関連する規則※の条項ごとに審査を進める旨方針が示され、それに続き2017年2月6日の審査会合で主要な論点が提示されたため、それに基づき審査に対応してきました。

一方、原子力規制委員会（2019年10月2日、10月23日）にて、「ピット処分及びトレンチ処分に係る規則等の改正及び改正案に対する意見募集の結果」が審議され、「廃棄物埋設地の覆土等の性能として、海外の類似の放射性廃棄物処分場や、国内の産業廃棄物処分場の性能に比べて遜色のないものとするのが適当」との考え方が示されました。

当社は、この規則改正を踏まえ、原設計よりも廃棄物埋設地への雨水の浸入を抑制可能な覆土に変更する方針とします。これに伴い、本変更に必要な覆土材料の土質試験、廃棄物埋設施設の設計変更、及び設計変更後の安全評価等の実施に2年程度を見込んでおりますが、設計の進捗に応じ順次説明していきます。なお、規則等の改正の影響のない指摘事項については、準備が整い次第説明していきます。

設計変更後の工程（参考）

2019 年度	2020 年度	2021 年度	～
▽規則等改正			
	設計変更		
			▽補正
審査			

※：第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則

(参考)

今後の審査工程案

回	改正規則の条項	項 目
18		・ 廃棄物埋設地の設計について
N		・ コメント回答
N + 1	—	・ 廃棄物埋設地に関する設計方針と概要
N + 2	第六条	・ 外部からの衝撃による損傷の防止
N + 3	第十条	・ 廃棄物埋設地に関する設計内容
N + 4	第十条	・ 廃止措置開始以後の廃棄物埋設地の状態設定について
N + 5	第十条	・ 廃止措置開始以後の評価（評価シナリオ，評価モデル，評価パラメータ，評価結果等） ・ 埋設するコンクリート等廃棄物の放射エネルギーの設定 ・ 主要な放射性物質の選定
N + 6	第八条	・ 遮蔽等
N + 7	第三条 第四条 第五条	・ 安全機能を有する施設の地盤 ・ 地震による損傷防止 ・ 津波による損傷の防止
N + 8	第七条 第九条 第十一条 第十二条 第十四条 第十五条	・ 火災等による損傷の防止 ・ 異常時の放射線障害の防止 ・ 放射線管理施設 ・ 監視測定設備 ・ 予備電源 ・ 通信連絡設備等